

四月廿一日 咳も殆となくなる。

熱 午前七時半(卅六度七分)午後二時(卅六度六分)午後八時(卅六度一分)

牛乳 一五〇瓦(朝)五〇(晝)一五〇瓦(かやつ) 五〇瓦(夕)

魚肉は平生に復し、八匁づ、(一回に)

便通一回

四月廿二日 熱もなく、他に異常なし

母今日より學校に行く

四月廿三日 本夜より母と安田氏の徹夜看護をや

め父母と同室に眠る井上牧師來訪、カードを下

さる、これは繪といひしに、エ、と幾度もい

ふ。

麻疹の豫後は餘程注意せざれば他に併發症を伴

ふべしとの事なり。凡そ潜伏期一週間、發疹期

一週間、而して豫後一週間は就褥せしむべきまじりなりと承はりぬ。發病の時より既に十七日を經過したり。此分にて行かば豫後も良好ならむとの事なり。

婦人と親族法 (承前)

太田 英 隆

第二款 親系及び親等

(一) 親系とは、血族や姻族が相互に連らなつて居る

血統で、二つの區別があります。

(1) 直系及び傍系

直系とは、自分又は配偶者から上下に連らなる

關係で、父母、祖父母、曾祖父母、高祖父母、

子、孫、曾孫、玄孫の如きであります。之れに

反して、同一始祖から分岐せる關係、即ち伯叔

父、姑の如きを傍系と云ふのです。この區別は、實際上實益があるのです。

(2) 尊屬及び卑屬

尊屬とは、自分より系統が上位にある、父母、祖父母の如きものを云ひます。卑屬とは系統上自分の下位にある、子、孫、曾孫、甥、姪等の類であります。この實益は相續順位に大に關係します。

(二) 親等とは、系統上親族關係の遠近を示す名目であつて、即ち親族間に於ける世代であります。

其親等の算定法は民法第七百二十六條に定めてありますから、これを少しく説明させよう。

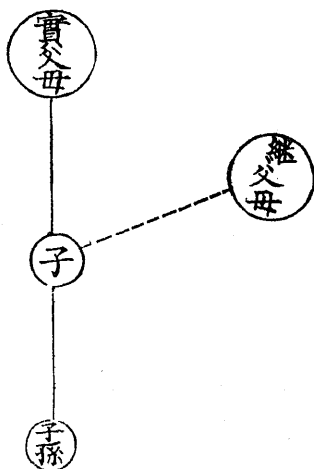
親等を定めるに二種あります。一は尊卑の階級です。例へば、配偶者相互にては婦の夫に對する關係は一親等で、夫の婦に對する關係は二親等で

あります。二は、血統の親疎遠近を示すものです。即ち親族の遠近は世數を算して之を定め、一世を以て一親等とするやうなで、吾法に用ひてゐる羅馬主義です。それで、親子の間は一世ですから一等親であります。祖父母は二等親になります。兄弟は父まで溯りて其間の世數一親等と、父より兄弟に下る其間の世數一親等を加へますから、自分の二親等の傍系親となります。

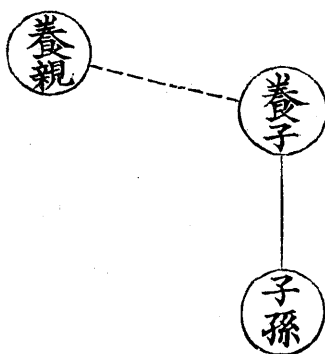
以上説いた所を明かにする爲め、左に親族の圖解を掲げますから、之れに就いて見て下さい。



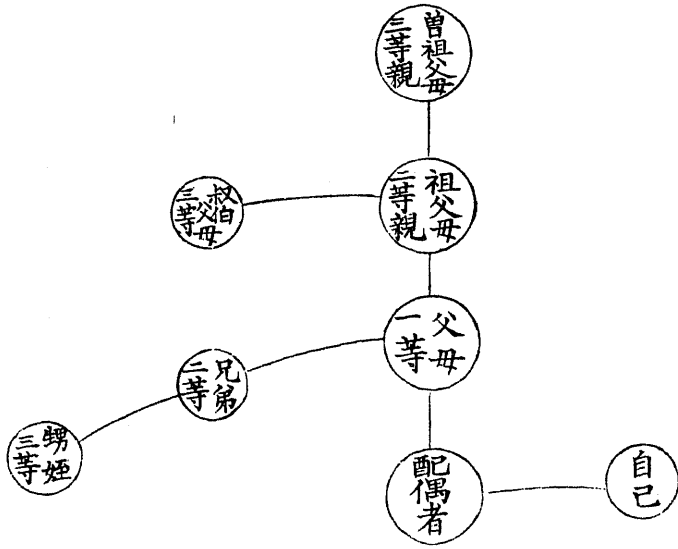
圖係關族親子親繼



圖係關族親子親養



姻 族 親 等 圖



嫡 母 庶 子 親 族 關 係 圖

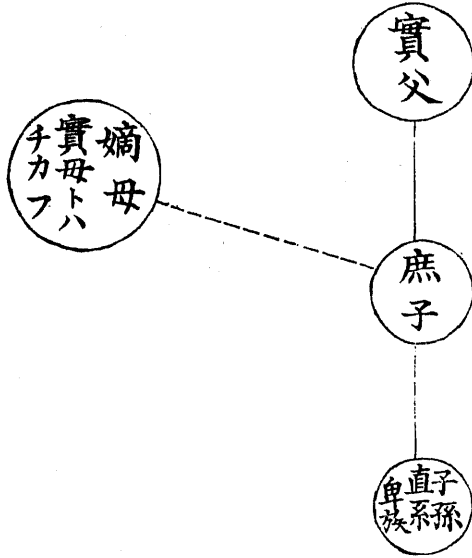
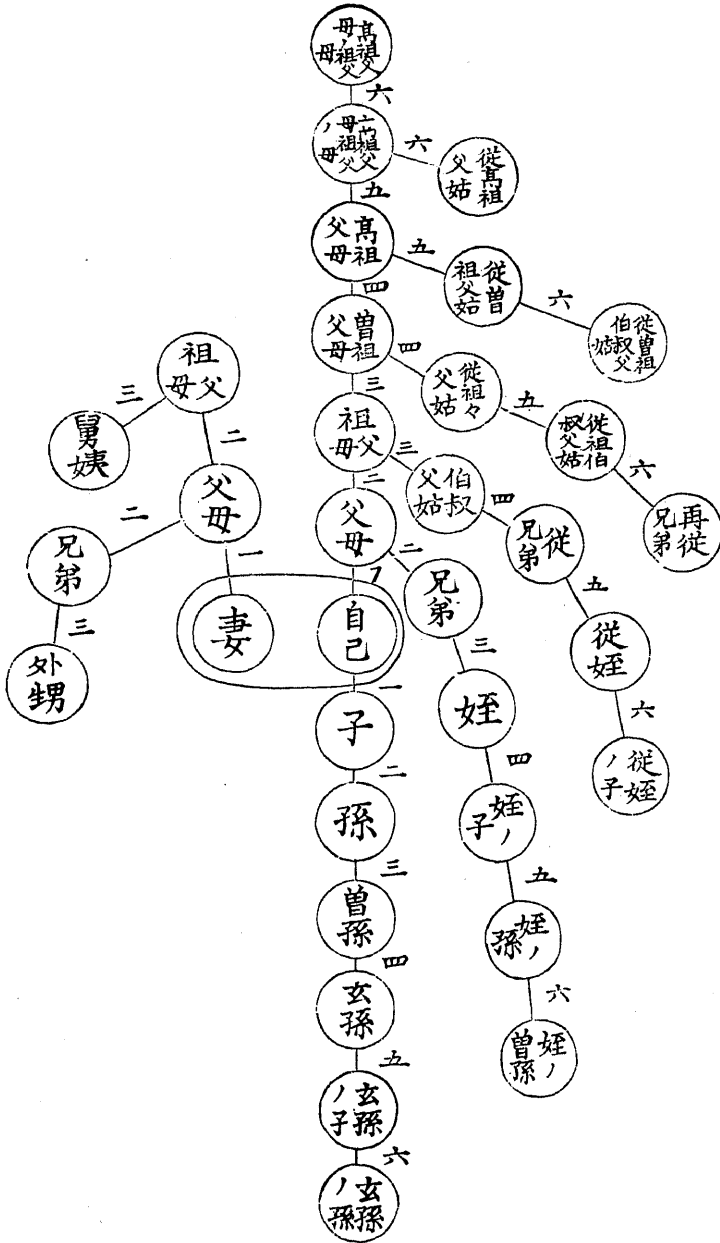


圖 等 親



第三節 親族關係の消滅

所謂血族關係は、如何なる場合でも消滅せしむることはありませんが、準血族關係は、左の原因によつて消滅します。

- (一) 離婚 (二) 離縁 (養子の場合) (三) 配偶者、養親、養子と共に配偶者及直系卑屬、等が家を去りたる時。

親族關係の消滅は、別に説明するに及びませんから省略して、第一章は之れで終へ、次から第二章に移ります。

割烹

石井泰次郎

筍料理 中 半分

豆 腐 小ニツ(百 匁)

薯 粟 一 合

砂 糖 三十 匁

生 酢 一 合

醬 油 二 勺

醬 油 五 勺

砂 糖 三十 匁内

筍の根の方を切て、皮の上より皮だけ堅に二つに切かけて、皮をむきざりて、根の方のいぼくした所を庖丁刀にてむきとり、湯鍋に入れて湯煮一時間して、取出し、水にひたしかきて、後に三分位のあつさに輪切に切て、醬油と砂糖と水とを合せたる汁にて、下煮をして、さて汁をしたみて、白酢の中へ入れてあへて出すべし、白酢の拵方は左の如し。